



農業委員会だより

■発行／日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島 2 丁目 6 番 1 号



米粉パンで米消費拡大！

日田市農業委員会では米の消費拡大を目的として平成 24 年から毎年、米粉パンの無料配布をおこなっています。今年も米粉パンを 500 個用意し、11 月 8 日（土）に開催された J A J A フェスタにて米の消費拡大を呼びかけました。配布予定時間の前から長蛇の列ができ、10 分ほどで無くなってしまうほどの盛況振りでした。

目次

- 第 22 期農業委員紹介・P2～P5
- 平成 26 年度市政功労者表彰式 P5
- 市農政施策に関する建議・・・P6
- 農地の「賃借料情報」を提供・・・P7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P8

第22期 新農業委員38名の紹介

今年七月、任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、三十名の方が当選。農業協同組合(二名)、農業共済(一名)、土地改良区(一名)、市議会(四名内女性三名)より推薦を受け、八名の方が市長から選任されました。

日田市農業委員会

会長 小山 一善(諸留町)



今、日本農業は大きな変革の時。日田の農家を、日田の農地を、日田の自然をどう守るかが課題です。

副会長 松村 正純(天瀬町)



地域農業の振興、農業後継者の育成と支援、集落営農組織の育成、農業者年金への加入推進。

副会長 石井 照久(前津江町)



農地を守り、地産地消を推進し、食の安心・安全に務めます。

津江 良治(中津江村)



山村農業を守るため、農家の皆様のお手伝いが少しでも出来るよう頑張ります。

河津 裕治(天瀬町)



農業を取り巻く状況は厳しい中、地域農業の発展を願っています。よろしくお願いします。

中山 敦子(朝日町)



委員の自覚を深め、女性の観点より意見を述べながら、地域農業の活性化に努力いたします。

松原 忠雄(大山町)



耕作放棄地の解消と、高齢者による休耕地の解消を目指します。

川津 美利(天瀬町)



農業委員の使命と役割を認識し、農地の担い手への集積を図り、遊休農地の解消に努めます。

井上 孝(大鶴町)



生産組合及び野菜部会等との連携を保ち、地域農業発展と儲かる農業の実現に努力します。

宇野 頼壽(上城内町)



我々が先代から預かった農業水利施設をしっかりと守り、美しい水を流し、次の世代へ。

原 清(夜明中町)



農業者の声を積上げ、発展に結び付けるべき。地域農業の振興・促進に寄与します。



中野 靖隆(池辺町)

大きく転換する日本農業、農業委員会でどう対応できるか、取り組んでみたい。



岩下 正勝(天瀬町)

農業を取り巻く厳しい状況の中、日田市の中山間地農業振興と地域の発展に頑張ります。



五反田 稔(田島一丁目)

若者が夢を持つる農業の実現に、微力ではありますがが尽力いたします。



諫山 文彦(財津町)

中山間地での農業、農業生産又、農地の保全・有効利用を考え、務めたいと思います。



佐久間 正義(天瀬町)

農業委員としての職務遂行に努めます。特に中山間地農業問題に取り組みたいと思います。



中島 浩司(三ノ宮町二丁目)

若輩者ですが日田市農業の発展の為、頑張りたいと思います。よろしくお願いします。



佐藤 利文(前津江町)

中山間地の農業は昨今非常に多くの問題で疲弊している。存続のために微力ながら頑張ります。



嶋崎 豊信(上津江町)

中山間地域農業の担い手減少、高齢化問題と遊休農地対策又、農地保全に努めます。



塩井 明美(港町)

消費者の代表として農業を理解し、生産者と消費者との橋渡しをしたいと思います。



吉本 博則(中津江村)

周辺部からの農地の荒廃を食い止めるため、農地の活用・保全対策に力を注ぎます。



霧野 常光(大山町)

有機農業を推進し、安全安心な農産物の生産や都市と農村の交流、農業所得の増加を目指します。



冷川 睦男(殿町)

二期目を迎え、農業委員の役割が少し解った気がします。農地・農業を守る手助けをしたいと思います。



川村 喜一郎(上津江町)

農業委員の役職を通して、遊休農地の解消及び農業の振興に努めます。



井上 孝徳(日の本町)

中山間地の多い日本の農業を守るには、食糧の安全保障と農地の持つ多面的機能への助成が重要。



高瀬 義男(琴平町)

国の農業政策の転換期の中で、農業委員として地域農業が発展できるように取り組みます。



高瀬 俊和(天瀬町)

農地法の改正により、地域にどのような変化がもたらされるのか注視し、努力したい。



赤野 宗紘(上野町)

高齢化等により農村社会が疲弊する中、どうしたら食糧を確保しているか勉強したいと思っています。



高村 美奈子(大日町)

地域の特性や女性の能力を活かし、特産品の加工・ブランド化を推進したいと思う。



伊藤 武士(北友田)

後継者不足等による遊休農地が拡大の状況にあるため、農地の保護・活用に取り組みたいと思います。



壁村 雄吉(上津江町)

農協推薦委員でもあるので、農地法を通じて、農家・農業の発展に寄与したい。



武内 建則(上城内町)

農業委員の役割として、農業の活性化を図り、実りある農業を目指してまいります。



横田 秀喜(大山町)

鳥獣害や耕作放棄地の問題、農業委員会への権限委譲、許認可権限については大きな課題である。



江藤 義幸(天瀬町)

若者の定着と外部との交流で、継続できる農村社会を実現し、地域を活性化させたい。



冷川 隆征(石井町)

水路・里道の修繕について、現在の材料支給ではなく、工事として予算計上するよう要求していきたい。



栗秋 喜一(山田町)

我が家の農業、いや、日本の農業がいつまで続けられるのか、危機感を持って責務を全うしたい。



森 克男(大山町)

二期目の就任で、これまでの実績と大山農業を農業委員会活動に活かしていきたい。



梶 伸廣(伏木町)

農業者の要望、意見、提案を取りまとめ、公表・建議していく事に重きを置きたい。

(掲載は議席番号順です)



平成二十六年度 市政功労者表彰式

長年にわたり、日田市の市政発展のため尽力してこられた市政功労者の表彰式が、十二月三日(祝、パトリア日田小ホールにて)行われました。農業委員の小山一善会長(諸留町)は、十五年間に亘り、農業委員として日田市農業の発展に貢献してきたとして、授与されました。

農業委員担当地区一覽表

(任期:H26. 7. 20~H29. 7. 19)

選挙区	担当地区	担当区の区域(自治会)	地元農業委員	
東部選挙区 6名	小野	三河・鈴漣・殿・源栄	殿町	冷川 陸男
	三花	天神・清水・財津・藤山・三和団地	財津町	諫山 文彦
		秋原・市ノ瀬・伏木・小河内	伏木町	梶 伸廣
	西有田	上手・坂井・三ノ宮1・三ノ宮2 石松・尾当・有田・三池・中尾 水目・秋山・あやめ台	三ノ宮町 2丁目	中島 浩司
	東有田	池辺・松野・諸留・上諸留	諸留町	小山 一善
		月出・羽田・日の本・岩美・東羽田	日の本町	井上 幸徳
南部選挙区 5名	日田	亀川・日ノ隈・中釣・中ノ島・堀田 亀山・本庄・三隈・大和・川原 若宮・元町・南元・本町1・本町2 東町1・東町2・中央1・中央2 中央3・三本松1・三本松2 三本松新・狹窓・中城・湊 丸の内・豆田第1・豆田第2 城町1・城町2・上城内・丸山1 丸山2・城内新町	上城内町	武内 建則
	三芳	田島一・田島二・田島本・田島 田島三・刃連・下井手・三芳小瀬 大部・桃山・小ヶ瀬・日高・神来 求・古金	田島 1丁目	五反田 稔
	高瀬	高瀬本・大宮・琴平・八幡・大日 南部	琴平町	高瀬 義男
		誠和・銭瀧・京町・串川一 串川二・上野	上野町	栗野 宗紘
	五和	石井町一・石井町二・石井町三 高井・内河・小山・緑町1・緑町2	石井町 3丁目	冷川 陸征
西部選挙区 4名	大鶴	鶴城・鶴河内・上官・大鶴本 大肥・大鶴・大肥本	大鶴町	井上 孝
	夜明	夜明上町・夜明中町・夜明関町	夜明中町	原 清
	朝日	小泊・朝日・二串・君迫・山田 朝日ヶ丘	山田町	栗秋 喜一
	光岡	日ノ出・清岸寺・吹上・玉川 玉川3・新治・南友田・北友田1 北友田2・北友田3	北友田 1丁目	伊藤 武士

選挙区	担当地区	担当区の区域(自治会)	地元農業委員	
津江・大山選挙区 9名	前津江	柚木・出野	前津江町	佐藤 利文
		大野・赤石	前津江町	石井 照久
	中津江	野田・川辺	中津江村	津江 良治
		丸藤・鯛生	中津江村	吉本 博則
	上津江	川原・都留	上津江町	川村 喜一郎
		上野田・雉谷	上津江町	嶋崎 豊信
	大山	老松・西峰・北部	大山町	横田 秀喜
		中央・鳥宿・都築	大山町	森 克男
		清流・南部	大山町	松原 忠雄
天瀬選挙区 6名	天瀬	丸山西・丸山東・桜竹一・桜竹二 赤岩	天瀬町	松村 正純
		馬原1・馬原2	天瀬町	佐久間 正義
		馬原3	天瀬町	江藤 義幸
		女子畑・湯山	天瀬町	高瀬 俊和
		本城・五馬市東・五馬市西	天瀬町	川津 美利
		出口・塚田	天瀬町	河津 裕治

市長による選任委員 8名	規定による選任委員の 身	農業協同組合	上津江町	壁村 雄吉
			大山町	轟野 常光
	農業共済組合	天瀬町	岩下 正勝	
	土地改良区	上城内町	宇野 頼壽	
規定による選任委員の 身	市議会推薦 市議会議員	池辺町	中野 靖隆	
	市議会推薦 女性農業者団体	大日町	高村 美奈子	
		朝日町	中山 教子	
	市議会推薦 消費者団体	港町	塩井 明美	

※農地に関することは、お気軽に地元農業委員にご相談ください。



平成27年度 日田市農政施策に関する建議

日田市の農業は、農業従事者の高齢化の進行と担い手の減少が続いており、地域農業を将来にわたって持続可能な産業としていくことが大きな課題です。また現在進められているTPP交渉の結果次第では、農業を取り巻く環境は今まで以上に厳しい状況になることも考えられます。

こうしたことから消費者に安心して安全な農作物の供給を図るため、「日田式循環型有機農業」をより一層推進し、地域の特性に応じた農業経営体制の確立に取組む必要があります。

さらには、農業者の生産意欲の低下をもたらす有害鳥獣被害に対する取り組みが急務となっております。

日田市農業委員会は、次代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるよう、来年度予算編成時期にあたり、次の通り施策の実現と予算の確保を図られるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議します。



原田市長に「建議書」を提出しました。

一、日田式循環型有機農業の推進について

- ①安全で安心な農産物を供給するために更なる堆肥の品質向上と堆肥購入助成など指導・供給体制を確立させるよう継続した取り組みを要望します。
- また、新たな日田ブランドの開発に努め、消費者へ有機・減農薬生産を更にアピールする販売を要望します。
- ②日田式循環型有機農業を日田市全体に勧める為、今後も集落営農組織への堆肥散布機の導入支援を図られるとともに、広く農家へ堆肥が流通するような手立てが講じられるよう要望します。

二、有害鳥獣被害対策について

- (防御対策)
 - 電気柵、防護柵の設置への補助金につきまして、継続した支援を要望します。
 - (捕獲対策)
 - 有害鳥獣捕獲班のみならず、すべての捕獲者に捕獲報奨金等の支給を要望します。
 - (共通事項)
 - ①近年、小動物、鳥類による被害が拡大しています。今後も小動物捕獲器の貸し出し等の継続した取組み及び拡充を要望します。
 - ②有害鳥獣対策について、その活動・対策について統一した行動により被害減少に結びつけるため構成組織間の連絡調整を密にし、引き続き取組むよう要望します。

三、担い手対策について

- ①農繁期の人手不足解消のため人材募集組織の設立を要望します。
- ②集落営農組織への人材育成および農業機械導入の際の補助の拡充などの支援を要望します。
- ③儲かる農業・魅力ある農業で後継者の育成を図ることを要望します。
- ④新規農産物の開拓・農産物のブランド化を推進し、農業経営の安定を図るための施策を要望します。
- ⑤認定農業者への支援強化を要望します。
- ⑥新規就農者だけでなく、後継者への支援強化を要望します。
- ⑦基盤整備事業の継続的な取組みと小規模基盤整備の補助要件の緩和を要望します。



市長に詳しく説明





老後の備えは、 農業者年金で安心！

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 国民年金第一号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している方(配偶者・後継者も可)

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額1万円)があります。

詳しくは、**農業委員会事務局** またはお近くの JA 窓口(農業協同組合)へお問合せ下さい。

日田市のホームページからでも
農業委員会の情報がご覧いただけます。

http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000115.html

主な 内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより 等

農地の「賃借料情報」を 提供しています！

平成21年6月4日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。



購読料 1ヶ月 600円(送料込)

■購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せ下さい。

農業経営には情報が多いいほど良い！

- 農政の動きをわかりやすく解説！
- 経営に役立つ情報も満載！
- 家族で楽しめる記事も充実！
- 農業者の視点でお届けします！

週刊

金曜日発行

お問合せ先／農業委員会事務局(市役所3F) ☎0973-22-8213

農業委員会からのお知らせ

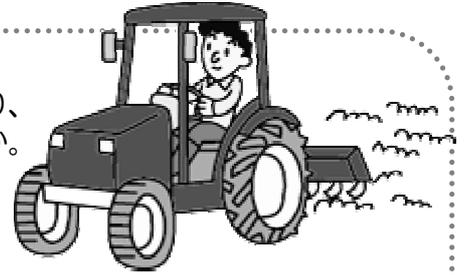
お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)
☎0973-22-8213

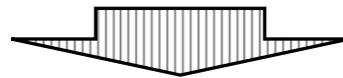
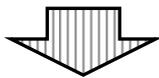
農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。

- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。



農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3 条 申 請 及 び 農業経営基盤強化促進法	4 条 申 請	5 条 申 請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作等の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

注意!!

- ◎ 農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎ 許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎ 違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

申請書の締切りは、

毎月
17日

※17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

農地を相続した場合…

農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。